

社会福祉法人横浜共生会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜共生会(以下「当法人」という。)の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員に対し職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 理事長以外の常勤理事等は、当法人職員を兼務し、給与を支給している場合は本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

3 当法人職員を兼務する理事長については業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については別表1に定めるものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表1の俸給表のとおりとし、報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給し、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、現金により、本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く)は、毎月末日に支払うものとする。(ただし、支給日が土日、祝祭日

にあたる場合は、職員給与規程第9条2項に準じて支給)

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

(費用弁償)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は当法人の通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第1条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。